

## 3. 国選弁護等関連業務



### 3-1 令和3年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99.0%以上の事件で24時間以内に指名通知を行っている。

令和3年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

## 3-2 国選弁護関連業務

### (1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

### (2) 国選弁護制度

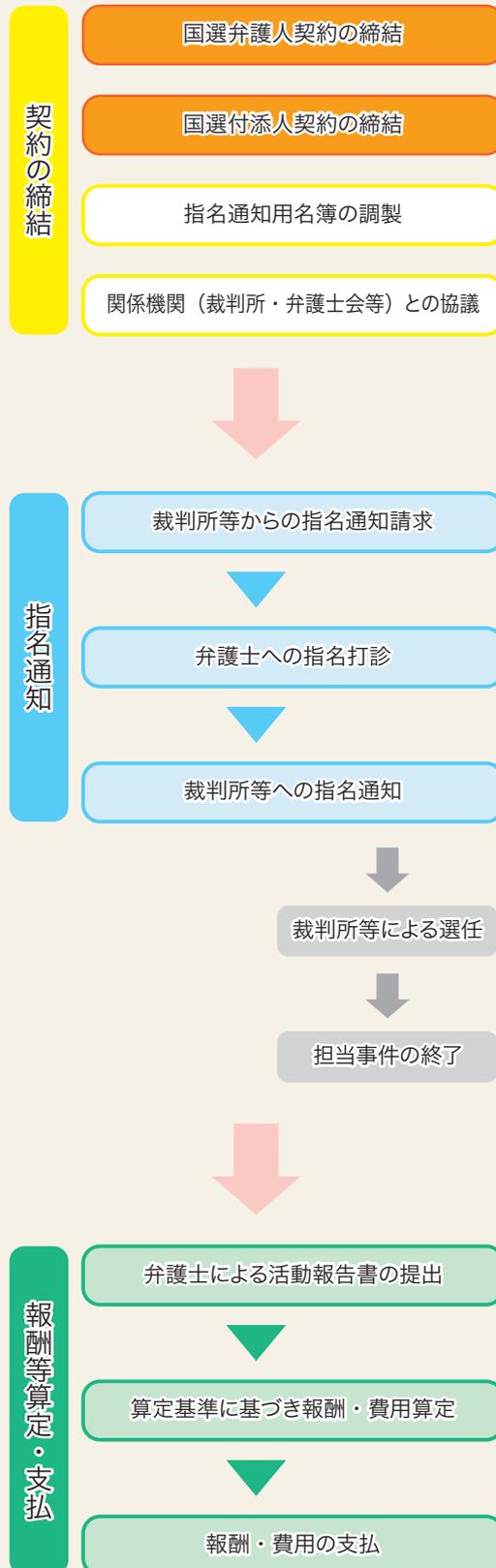
国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された者（被疑者）や起訴された者（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和3年に国選弁護人が選任された割合は、勾留状が発付された被疑事件については86.6%（注1）、被告事件については、地裁事件で84.9%、簡裁事件で92.6%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていたが、同年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が選任されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が選任されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象

資料 3-1 国選弁護等関連業務の概要



事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が選任されることになった。

(注1) 令和3年検察統計年報及び令和3年司法統計年報の数値を基に算出

(注2) 令和3年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人がついた被告人数に対し、国選弁護人が選任された被告人数の割合

### 資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被疑者>	勾留状発付数	選任数	②/①
	①	②	
令和3年	83,815	72,577	86.6%

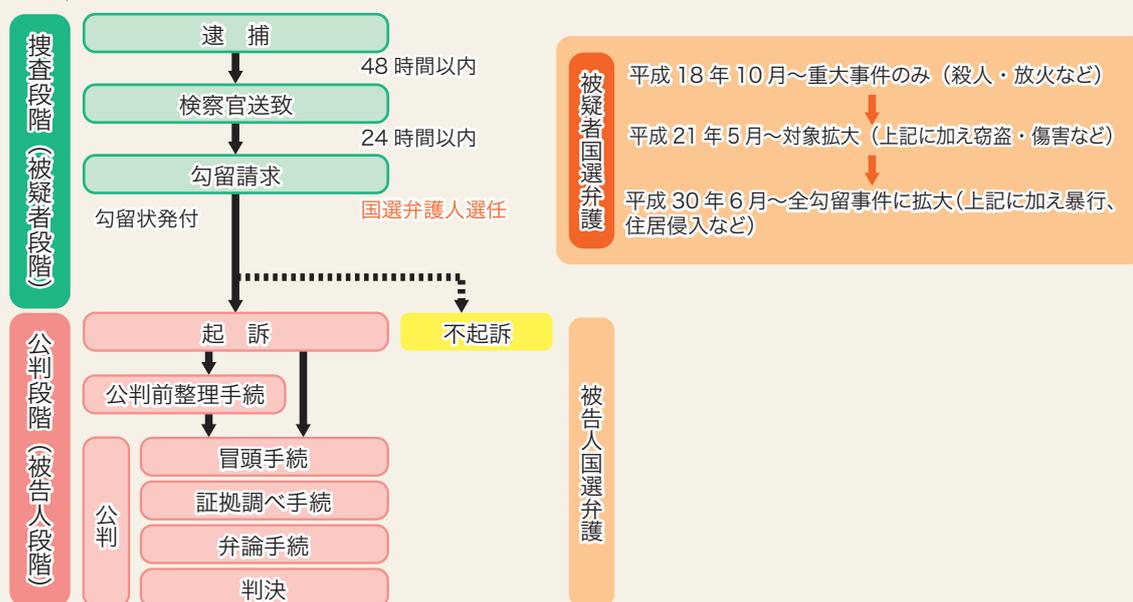
(注) ①は令和3年検察統計年報、②は令和3年司法統計年報を基に作成

### 資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合

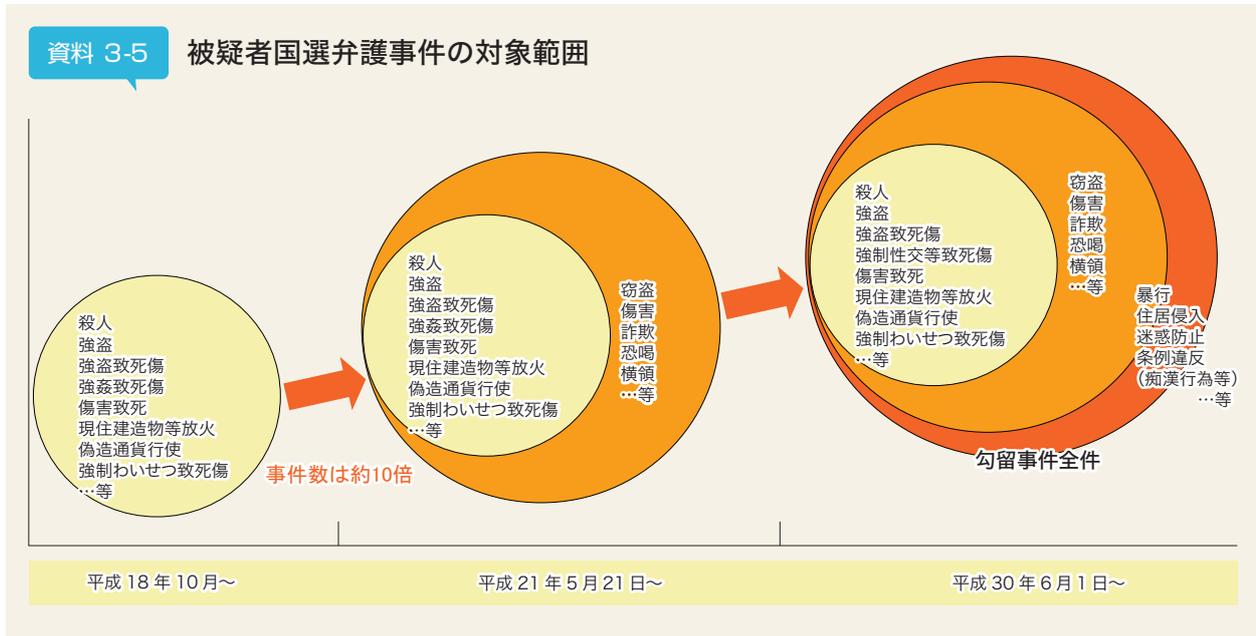
<被告人>	終局総人員	うち弁護人のついた被告人		③/②	
		①	②		③
			うち国選		
令和3年	地裁	46,735	46,527	39,503	84.9%
	簡裁	3,291	3,226	2,988	92.6%

(注) ①～③はいずれも令和3年司法統計年報を基に作成

### 資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



### (3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

#### ア 契約の種類

平成 18 年 10 月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の 2 種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の 2 種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

#### イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成 18 年 5 月 25 日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年 9 月 5 日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、及び契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和 4 年 4 月 1 日時点で 30,950 名となっており、これは全国の弁護士数の約 72.1% に当たる。

## 資料 3-6 国選辩护人契約弁護士数・契約率の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

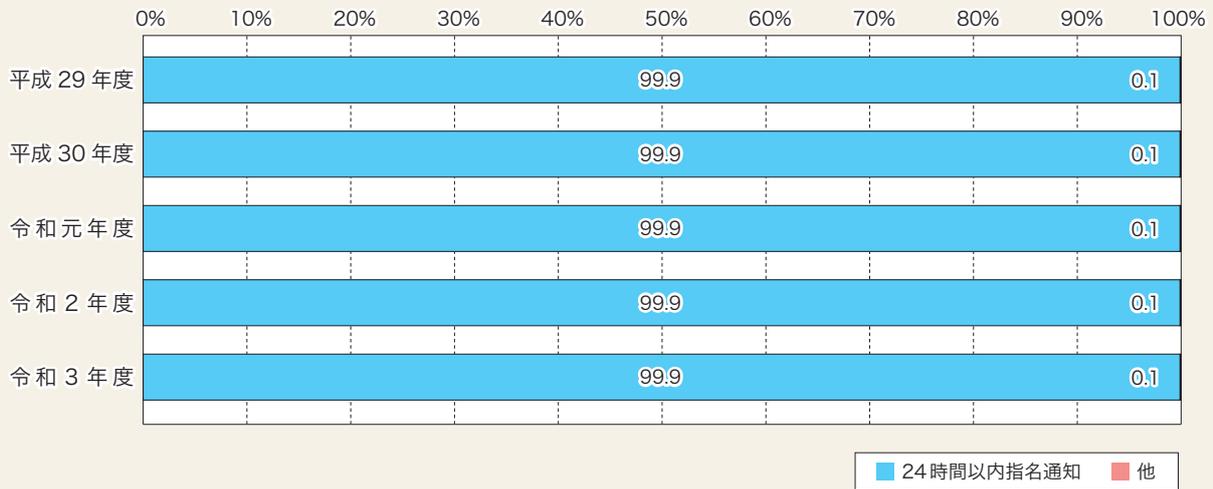
#### (4) 国選辩护人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選辩护人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選辩护人契約弁護士の中から、国選辩护人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選辩护人事件用名簿、被告人国選辩护人事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、具体的に、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選辩护人事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選辩护人事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用である。なお、被疑者国選辩护人事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選辩护人事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和3年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和3年4月から令和4年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は72,308件、被告人国選弁護事件は46,594件（合計118,902件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,026件、被告人国選弁護事件は約3,883件（合計約9,909件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約313件、被告人は約290件減少した。

被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったところ、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度から増加に転じたが、令和3年度は前年度より約4.9%減少した。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和3年度は前年度より約7.0%減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は、各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」（全簡裁・全地裁）による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は、各年の検察統計年報による（略式起訴人員を含む）。

## (5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

### ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」という。)に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数	
	基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×(基準接見回数-1)+26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき+3,000円(上限あり)

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別(即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件)によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをし、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定(縮小認定)されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

#### 資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

#### 資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1 裁判員4) 170,000円 (裁判官3 裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

#### 資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

#### イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する令和3年4月から令和4年3月までの不服申立件数は、合計250件であり、1か月当たり約21件であって、前年度における1か月当たり平均件数約25件に比べて減少した。

## (6) 国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、綜合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣との協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談に関し、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等に関し、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年4月1日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

(注) 上記①～⑥の日付は、いずれも施行日

## 3-3 国選付添関連業務

### (1) 業務の概要

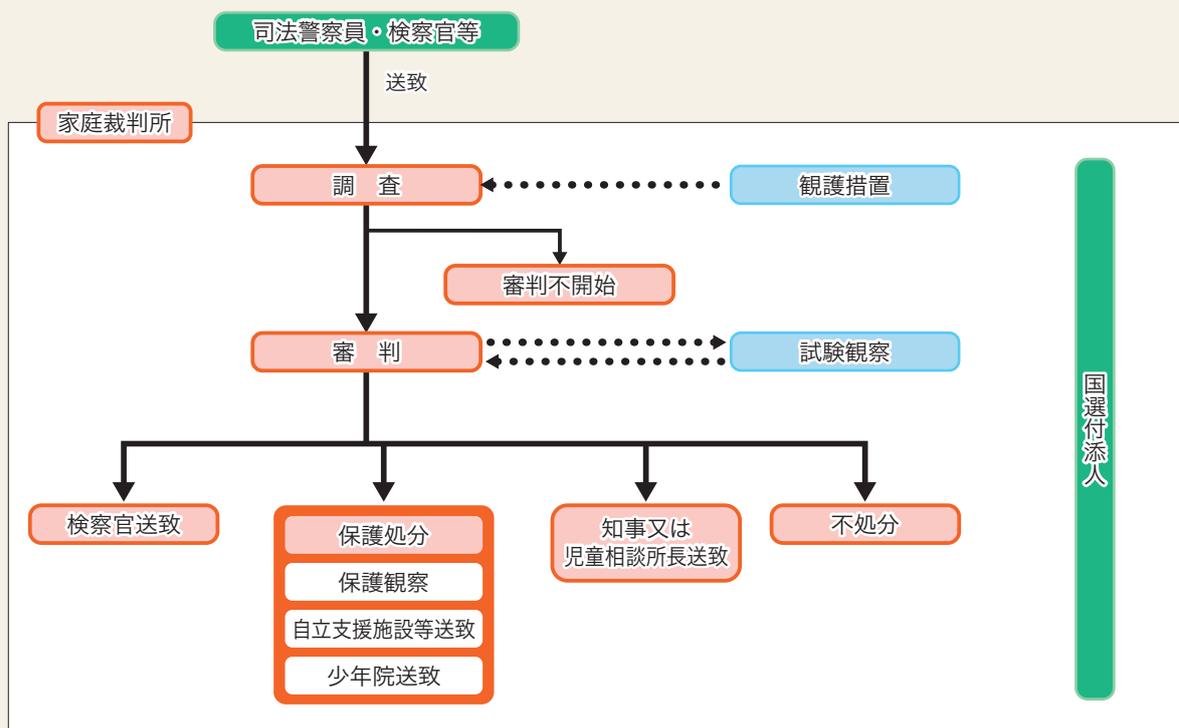
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1参照）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができる（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

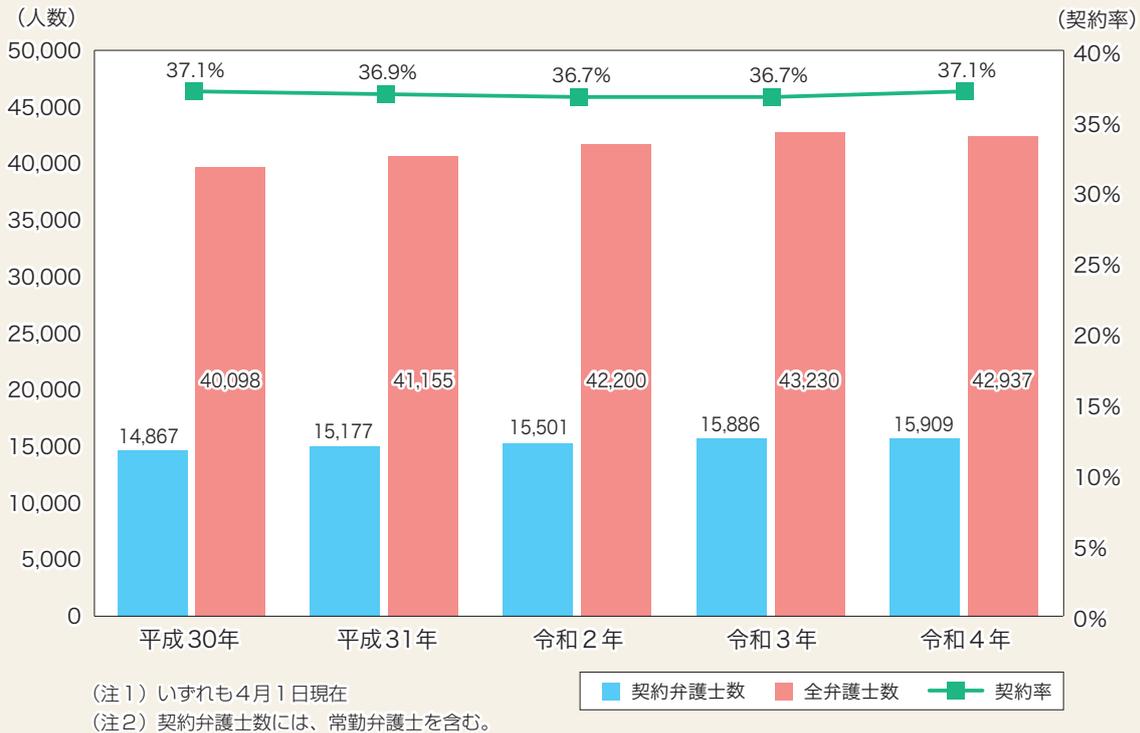
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲が更に拡大することとなった。

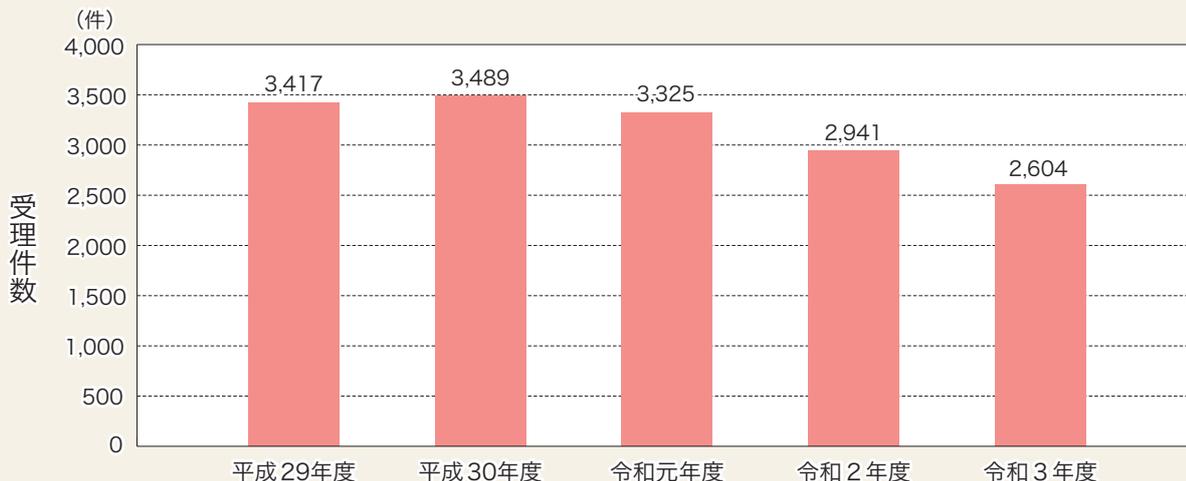
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和4年4月1日時点で15,909名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移



令和3年4月から令和4年3月までの国選付添事件の受理件数は合計2,604件である。平成27年度以降、受理件数は横ばい状態であったが、令和3年度は前年度より11.5%減少している。在宅事件を除く国選付添人の選任率は、終局総人員中15.8%、観護措置人員中70.5%、付添人選任数中73.1%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
			③	うち国選 付添人あり ④			
令和3年	16,240	3,638	3,509	2,566	15.8%	70.5%	73.1%

(注1) ①②は、令和3年司法統計年報を基に作成。③④は、最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は、法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

## (2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添事件については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分に付さない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添事件についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独 （検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～45分未満	0円	6,400円
	45分～1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	571	799	71.5%	589	807	73.0%	603	812	74.3%	622	826	75.3%	617	821	75.2%
函館	50	56	89.3%	50	54	92.6%	50	54	92.6%	50	54	92.6%	49	53	92.5%
旭川	68	72	94.4%	67	73	91.8%	73	79	92.4%	71	79	89.9%	71	79	89.9%
釧路	74	78	94.9%	76	81	93.8%	75	80	93.8%	77	82	93.9%	76	83	91.6%
青森	100	113	88.5%	100	113	88.5%	100	114	87.7%	100	112	89.3%	98	109	89.9%
岩手	95	104	91.3%	96	104	92.3%	98	102	96.1%	97	101	96.0%	96	101	95.0%
宮城	396	453	87.4%	398	457	87.1%	407	471	86.4%	421	483	87.2%	420	479	87.7%
秋田	69	77	89.6%	69	77	89.6%	65	76	85.5%	63	75	84.0%	63	75	84.0%
山形	92	97	94.8%	93	99	93.9%	95	103	92.2%	93	104	89.4%	96	103	93.2%
福島	191	203	94.1%	189	201	94.0%	185	200	92.5%	177	195	90.8%	172	192	89.6%
茨城	257	288	89.2%	256	287	89.2%	268	300	89.3%	274	302	90.7%	267	293	91.1%
栃木	183	222	82.4%	188	227	82.8%	188	228	82.5%	193	227	85.0%	188	229	82.1%
群馬	261	290	90.0%	263	295	89.2%	267	306	87.3%	275	314	87.6%	274	312	87.8%
埼玉	732	869	84.2%	754	881	85.6%	756	903	83.7%	776	926	83.8%	760	918	82.8%
千葉	709	799	88.7%	729	816	89.3%	727	829	87.7%	737	842	87.5%	727	831	87.5%
東京	11,683	18,880	61.9%	12,126	19,588	61.9%	12,826	20,258	63.3%	13,250	20,938	63.3%	13,385	20,806	64.3%
神奈川	1,409	1,637	86.1%	1,452	1,657	87.6%	1,486	1,695	87.7%	1,530	1,738	88.0%	1,528	1,723	88.7%
新潟	254	281	90.4%	253	289	87.5%	255	287	88.9%	256	284	90.1%	254	284	89.4%
富山	109	125	87.2%	108	122	88.5%	104	120	86.7%	102	121	84.3%	109	125	87.2%
石川	168	174	96.6%	165	173	95.4%	165	172	95.9%	173	186	93.0%	169	184	91.8%
福井	98	108	90.7%	104	113	92.0%	103	117	88.0%	109	124	87.9%	110	121	90.9%
山梨	113	122	92.6%	118	128	92.2%	119	128	93.0%	120	126	95.2%	120	125	96.0%
長野	230	244	94.3%	236	249	94.8%	236	255	92.5%	237	259	91.5%	236	260	90.8%
岐阜	166	203	81.8%	170	204	83.3%	168	207	81.2%	172	208	82.7%	174	213	81.7%
静岡	422	481	87.7%	430	498	86.3%	427	503	84.9%	439	519	84.6%	445	520	85.6%
愛知	1,662	1,963	84.7%	1,696	1,996	85.0%	1,696	2,039	83.2%	1,727	2,076	83.2%	1,702	2,039	83.5%
三重	166	184	90.2%	166	187	88.8%	173	194	89.2%	164	193	85.0%	163	192	84.9%
滋賀	118	154	76.6%	119	149	79.9%	113	155	72.9%	108	157	68.8%	110	163	67.5%
京都	617	772	79.9%	630	787	80.1%	643	813	79.1%	651	824	79.0%	645	818	78.9%
大阪	2,920	4,566	64.0%	2,903	4,652	62.4%	2,974	4,717	63.0%	3,033	4,790	63.3%	3,087	4,755	64.9%
兵庫	706	933	75.7%	751	970	77.4%	745	978	76.2%	781	999	78.2%	770	983	78.3%
奈良	158	173	91.3%	159	176	90.3%	158	176	89.8%	166	184	90.2%	164	180	91.1%
和歌山	130	146	89.0%	130	144	90.3%	128	145	88.3%	128	146	87.7%	125	144	86.8%
鳥取	64	65	98.5%	66	66	100.0%	67	67	100.0%	64	66	97.0%	66	70	94.3%
島根	74	82	90.2%	76	85	89.4%	75	85	88.2%	73	81	90.1%	74	82	90.2%
岡山	322	401	80.3%	335	408	82.1%	334	410	81.5%	340	407	83.5%	336	402	83.6%
広島	442	583	75.8%	448	594	75.4%	434	607	71.5%	430	613	70.1%	414	609	68.0%
山口	152	176	86.4%	152	177	85.9%	148	176	84.1%	157	182	86.3%	151	177	85.3%
徳島	86	93	92.5%	85	93	91.4%	82	90	91.1%	78	85	91.8%	76	85	89.4%
香川	129	172	75.0%	134	177	75.7%	141	184	76.6%	139	188	73.9%	133	185	71.9%
愛媛	131	164	79.9%	129	166	77.7%	129	165	78.2%	127	163	77.9%	120	159	75.5%
高知	77	86	89.5%	82	88	93.2%	84	90	93.3%	85	91	93.4%	88	94	93.6%
福岡	986	1,286	76.7%	1,014	1,319	76.9%	1,049	1,373	76.4%	1,078	1,414	76.2%	1,078	1,410	76.5%
佐賀	96	105	91.4%	98	108	90.7%	99	107	92.5%	97	107	90.7%	94	104	90.4%
長崎	147	159	92.5%	149	161	92.5%	148	159	93.1%	151	163	92.6%	146	158	92.4%
熊本	237	281	84.3%	236	282	83.7%	231	282	81.9%	234	283	82.7%	229	281	81.5%
大分	141	161	87.6%	140	156	89.7%	140	159	88.1%	142	160	88.8%	145	165	87.9%
宮崎	128	139	92.1%	121	136	89.0%	120	136	88.2%	119	138	86.2%	120	143	83.9%
鹿児島	199	211	94.3%	203	217	93.5%	206	221	93.2%	205	219	93.6%	203	219	92.7%
沖縄	197	268	73.5%	196	268	73.1%	197	273	72.2%	206	276	74.6%	207	281	73.7%
合計	28,585	40,098	71.3%	29,297	41,155	71.2%	30,160	42,200	71.5%	30,897	43,230	71.5%	30,950	42,937	72.1%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	被疑者	被告人								
札幌	1,707	1,399	1,701	1,301	1,473	1,229	1,576	1,171	1,365	996
函館	164	146	220	131	191	121	226	167	256	163
旭川	238	195	305	192	233	171	241	187	268	173
釧路	325	270	358	251	345	253	393	218	382	193
青森	322	363	353	320	426	287	444	272	461	297
岩手	358	327	474	328	481	327	462	294	430	258
宮城	1,099	834	1,274	821	1,385	867	1,300	848	1,313	826
秋田	296	313	324	304	276	297	253	228	210	216
山形	333	250	369	255	413	281	404	270	303	211
福島	739	693	891	692	962	625	840	547	719	509
茨城	1,378	1,343	1,851	1,235	1,769	1,172	1,803	1,128	1,690	1,011
栃木	1,044	1,015	1,188	968	1,261	906	1,237	894	1,221	971
群馬	1,356	828	1,660	864	1,585	747	1,735	702	1,444	569
埼玉	2,739	1,814	3,638	1,741	4,154	2,028	4,428	2,289	4,077	1,754
川越	554	369	662	282	905	383	948	447	872	285
千葉	2,685	2,058	3,459	2,017	3,531	2,186	3,178	1,882	2,946	1,928
松戸	610	366	826	364	760	358	786	417	825	478
東京	6,842	8,260	9,597	8,981	9,773	8,453	8,747	7,549	9,005	7,198
多摩	1,688	1,025	2,492	1,199	2,478	1,050	2,508	1,101	2,394	974
神奈川	2,466	1,827	2,851	1,749	2,798	1,519	2,581	1,519	2,488	1,426
川崎	516	321	600	324	681	286	773	342	632	402
小田原	547	492	589	317	527	276	527	292	515	325
新潟	935	730	1,096	781	1,052	714	794	632	864	625
富山	304	200	448	225	333	238	392	281	429	284
石川	445	331	634	402	710	407	612	411	585	373
福井	414	269	455	211	505	222	450	267	417	225
山梨	354	424	518	504	515	499	457	413	535	412
長野	587	563	624	521	647	566	619	545	584	451
岐阜	646	511	902	690	1,122	804	999	695	979	643
静岡	550	376	693	391	743	365	713	351	682	347
浜松	638	431	804	409	803	400	792	325	810	291
沼津	625	459	1,017	433	853	469	804	430	769	377
愛知	3,499	2,211	4,518	2,191	4,959	2,487	4,515	2,426	4,117	2,186
三河	1,216	789	1,492	679	1,614	658	1,495	753	1,442	707
三重	779	644	871	623	947	728	1,042	762	905	726
滋賀	768	530	888	625	823	632	760	551	762	483
京都	1,495	944	1,809	1,093	1,575	913	1,384	930	1,371	987
大阪	5,165	4,964	5,525	4,893	5,846	5,300	5,318	4,587	4,902	4,242
兵庫	1,681	1,323	2,356	1,236	2,289	1,181	2,085	1,074	1,882	1,033
姫路	985	669	1,120	560	1,027	572	986	613	926	537
阪神	820	571	980	503	988	499	1,066	549	968	520
奈良	642	472	690	473	761	533	748	524	676	488
和歌山	607	417	583	398	584	372	515	380	493	362
鳥取	254	181	306	224	293	203	341	195	309	203
島根	290	222	377	269	284	247	299	263	359	284
岡山	973	860	1,204	852	1,222	781	1,148	820	1,105	838
広島	1,431	914	1,836	1,094	1,904	1,081	1,807	848	1,781	874
山口	743	662	753	749	724	570	628	488	588	447
徳島	305	291	309	280	318	257	235	245	231	196
香川	508	724	585	790	772	746	750	641	580	578
愛媛	541	668	729	661	466	510	440	538	419	476
高知	372	420	419	389	411	331	403	358	482	341
福岡	2,306	2,111	3,002	2,123	3,026	2,066	2,784	1,899	2,425	1,648
北九州	822	674	1,080	743	1,139	753	1,015	675	961	601
佐賀	413	345	373	291	355	274	463	258	361	233
長崎	481	407	499	402	521	349	492	392	459	329
熊本	590	611	725	554	667	539	653	489	647	492
大分	475	347	422	321	417	299	472	309	420	263
宮崎	568	420	497	358	508	354	446	327	521	364
鹿児島	497	422	579	365	513	360	537	336	476	312
沖縄	1,109	1,040	1,380	920	1,502	909	1,224	732	1,270	653
合計	63,839	53,655	78,780	53,862	80,145	53,010	76,073	50,076	72,308	46,594

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	532	799	66.6%	547	807	67.8%	560	812	69.0%	592	826	71.7%	585	821	71.3%
函館	47	56	83.9%	47	54	87.0%	47	54	87.0%	48	54	88.9%	47	53	88.7%
旭川	63	72	87.5%	62	73	84.9%	68	79	86.1%	66	79	83.5%	66	79	83.5%
釧路	65	78	83.3%	67	81	82.7%	66	80	82.5%	68	82	82.9%	68	83	81.9%
青森	84	113	74.3%	85	113	75.2%	86	114	75.4%	85	112	75.9%	83	109	76.1%
岩手	79	104	76.0%	78	104	75.0%	78	102	76.5%	76	101	75.2%	76	101	75.2%
宮城	316	453	69.8%	320	457	70.0%	330	471	70.1%	346	483	71.6%	342	479	71.4%
秋田	60	77	77.9%	60	77	77.9%	57	76	75.0%	56	75	74.7%	56	75	74.7%
山形	81	97	83.5%	83	99	83.8%	84	103	81.6%	84	104	80.8%	86	103	83.5%
福島	163	203	80.3%	163	201	81.1%	158	200	79.0%	150	195	76.9%	148	192	77.1%
茨城	208	288	72.2%	206	287	71.8%	211	300	70.3%	216	302	71.5%	215	293	73.4%
栃木	137	222	61.7%	141	227	62.1%	144	228	63.2%	147	227	64.8%	144	229	62.9%
群馬	203	290	70.0%	209	295	70.8%	217	306	70.9%	220	314	70.1%	218	312	69.9%
埼玉	491	869	56.5%	508	881	57.7%	514	903	56.9%	532	926	57.5%	529	918	57.6%
千葉	514	799	64.3%	529	816	64.8%	537	829	64.8%	546	842	64.8%	539	831	64.9%
東京	2,856	18,880	15.1%	2,952	19,588	15.1%	3,058	20,258	15.1%	3,121	20,938	14.9%	3,179	20,806	15.3%
神奈川	985	1,637	60.2%	1,014	1,657	61.2%	1,047	1,695	61.8%	1,075	1,738	61.9%	1,071	1,723	62.2%
新潟	178	281	63.3%	178	289	61.6%	180	287	62.7%	183	284	64.4%	183	284	64.4%
富山	90	125	72.0%	85	122	69.7%	84	120	70.0%	85	121	70.2%	92	125	73.6%
石川	125	174	71.8%	124	173	71.7%	126	172	73.3%	136	186	73.1%	133	184	72.3%
福井	89	108	82.4%	95	113	84.1%	95	117	81.2%	100	124	80.6%	101	121	83.5%
山梨	90	122	73.8%	93	128	72.7%	94	128	73.4%	97	126	77.0%	98	125	78.4%
長野	182	244	74.6%	186	249	74.7%	186	255	72.9%	188	259	72.6%	188	260	72.3%
岐阜	128	203	63.1%	132	204	64.7%	131	207	63.3%	136	208	65.4%	137	213	64.3%
静岡	338	481	70.3%	342	498	68.7%	347	503	69.0%	355	519	68.4%	359	520	69.0%
愛知	927	1,963	47.2%	970	1,996	48.6%	1,009	2,039	49.5%	1,037	2,076	50.0%	1,021	2,039	50.1%
三重	110	184	59.8%	109	187	58.3%	114	194	58.8%	110	193	57.0%	112	192	58.3%
滋賀	115	154	74.7%	115	149	77.2%	110	155	71.0%	106	157	67.5%	108	163	66.3%
京都	392	772	50.8%	398	787	50.6%	407	813	50.1%	421	824	51.1%	417	818	51.0%
大阪	1,573	4,566	34.5%	1,558	4,652	33.5%	1,608	4,717	34.1%	1,651	4,790	34.5%	1,686	4,755	35.5%
兵庫	543	933	58.2%	591	970	60.9%	598	978	61.1%	636	999	63.7%	630	983	64.1%
奈良	130	173	75.1%	132	176	75.0%	133	176	75.6%	137	184	74.5%	135	180	75.0%
和歌山	95	146	65.1%	93	144	64.6%	94	145	64.8%	98	146	67.1%	95	144	66.0%
鳥取	56	65	86.2%	58	66	87.9%	59	67	88.1%	57	66	86.4%	60	70	85.7%
島根	62	82	75.6%	65	85	76.5%	64	85	75.3%	63	81	77.8%	64	82	78.0%
岡山	262	401	65.3%	272	408	66.7%	270	410	65.9%	275	407	67.6%	273	402	67.9%
広島	329	583	56.4%	341	594	57.4%	340	607	56.0%	338	613	55.1%	331	609	54.4%
山口	135	176	76.7%	137	177	77.4%	132	176	75.0%	139	182	76.4%	132	177	74.6%
徳島	84	93	90.3%	83	93	89.2%	82	90	91.1%	78	85	91.8%	76	85	89.4%
香川	107	172	62.2%	107	177	60.5%	112	184	60.9%	110	188	58.5%	104	185	56.2%
愛媛	102	164	62.2%	103	166	62.0%	98	165	59.4%	95	163	58.3%	92	159	57.9%
高知	65	86	75.6%	71	88	80.7%	73	90	81.1%	73	91	80.2%	75	94	79.8%
福岡	746	1,286	58.0%	738	1,319	56.0%	766	1,373	55.8%	802	1,414	56.7%	811	1,410	57.5%
佐賀	90	105	85.7%	92	108	85.2%	93	107	86.9%	91	107	85.0%	87	104	83.7%
長崎	135	159	84.9%	137	161	85.1%	137	159	86.2%	141	163	86.5%	137	158	86.7%
熊本	190	281	67.6%	192	282	68.1%	187	282	66.3%	189	283	66.8%	183	281	65.1%
大分	103	161	64.0%	101	156	64.7%	102	159	64.2%	109	160	68.1%	112	165	67.9%
宮崎	119	139	85.6%	113	136	83.1%	112	136	82.4%	111	138	80.4%	112	143	78.3%
鹿児島	149	211	70.6%	149	217	68.7%	147	221	66.5%	151	219	68.9%	151	219	68.9%
沖縄	144	268	53.7%	146	268	54.5%	149	273	54.6%	160	276	58.0%	162	281	57.7%
合計	14,867	40,098	37.1%	15,177	41,155	36.9%	15,501	42,200	36.7%	15,886	43,230	36.7%	15,909	42,937	37.1%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
札幌	48	59	59	44	45
函館	6	6	12	7	10
旭川	2	9	13	8	3
釧路	10	11	8	5	8
青森	17	17	10	12	10
岩手	23	15	16	17	8
宮城	32	36	30	26	35
秋田	8	5	4	5	3
山形	9	17	8	9	13
福島	30	33	16	16	17
茨城	76	88	73	68	58
栃木	47	69	42	43	25
群馬	50	41	69	37	31
埼玉	177	147	136	136	93
川越	47	39	43	23	43
千葉	147	163	99	112	101
松戸	34	34	25	26	26
東京	194	200	214	187	219
多摩	98	135	111	121	116
神奈川	257	215	252	168	158
川崎	60	45	53	46	35
小田原	30	42	39	37	48
新潟	55	47	42	24	10
富山	21	18	19	13	11
石川	7	17	15	12	12
福井	4	0	15	4	11
山梨	30	14	29	25	19
長野	27	36	23	29	17
岐阜	42	31	42	30	26
静岡	20	11	14	13	12
浜松	15	29	28	21	21
沼津	16	36	33	22	26
愛知	234	209	195	147	124
三河	64	56	72	66	58
三重	23	42	40	39	29
滋賀	48	51	55	34	33
京都	63	64	66	89	58
大阪	333	474	479	398	298
兵庫	131	105	103	96	72
姫路	40	39	35	64	55
阪神	46	46	47	59	46
奈良	34	31	26	21	11
和歌山	28	14	16	17	32
鳥取	13	10	10	12	13
島根	7	13	9	11	4
岡山	71	47	51	37	44
広島	91	84	74	55	54
山口	33	36	31	20	21
徳島	25	13	15	14	7
香川	33	34	29	32	26
愛媛	26	32	12	18	19
高知	17	17	16	17	22
福岡	143	135	121	98	79
北九州	40	43	38	52	63
佐賀	24	14	13	13	8
長崎	33	13	26	10	24
熊本	20	42	26	27	24
大分	13	15	26	21	4
宮崎	43	26	14	30	14
鹿児島	38	42	26	38	22
沖縄	64	77	62	60	70
合計	3,417	3,489	3,325	2,941	2,604